

1982年8月12日法律第576号 (保険監督の改革) 等

—イタリア保険法典(7)—

岡 田 豊 基

はじめに

金融システム改革（いわゆる日本版ビッグ・バン）の一環として、わが国における保険監督は大蔵省から金融監督庁に移管された。金融業の規制緩和・自由化の動きの中において、保険監督の在り方が模索されている。すなわち、それについては、強固な保険消費者保護制度を構築するとともに、⁽¹⁾ 保険監督機関が専門的な知識を持った者で構成され、効率的かつ有益な監督行為の遂行を目的とすることが必要であろう。筆者はこのような認識に立ちながら、本稿において、イタリアにおける保険監督機関が準拠する1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）（以下、1982年法とする）等の翻訳を試みることにした。というのは、同国では、ヨーロッパ経済統合に向けた新しい保険監督機関として、1982年、私保険団体利益保険監督局（Istituto per la vigilanza sulle assicurazioni private e di interesse collettivo：ISVAP）が設立された。この設立は、「イタリアの保険の世界に歴史的転換」をもたらすほどの改革の一環とされた。⁽²⁾ そこで、この改革が、わが国における保険監督の在り方を考える上での指針を与えてくれるのではないかと期待するからで

ある。

イタリアにおいては、保険監督機関が複数存在し、その職務および権限が複雑に関連している。⁽³⁾ Donati=Volpe Putzolu は、保険監督機関として、経済計画閣僚会議 (Comitato interministeriale per la programmazione economica : CIPE)、商工省 (Ministero dell'industria, commercio e artigianato) および ISVAP をあげて、それぞれの職務および権限等を説明している。⁽⁴⁾

ISVAP は、1982年法に基づいて設立された公法上の法人格を有する保険監督機関である。⁽⁵⁾ ISVAP に関しては、栗田和彦教授により詳細な研究が公刊されている。⁽⁶⁾ そこで、以下、同教授の論文を参考にしながら、ISVAP の職務および権限等を定める1982年法を見ていくことにする。

ISVAP が設立されたのは、イタリアにおける保険監督を効率的に行う必要性があったことにその理由の一つがあるとされる。すなわち、ISVAP が設立された1982年当時は、ヨーロッパ経済統合への準備作業が進められていた時であり、EC加盟国の保険監督機関の相互協力に関する規定が加盟各国の保険業法の中に定められ、そのゆえに、加盟各国は自国の保険監督を充実させる必要があった。しかし、当時のイタリアにおける保険監督は商工省の内部組織である私保険団体利益保険総局 (Direzione generale delle assicurazioni private e di interesse collettivo) により行われていたが、同局は十分な機能を果たしていなかったといわれる。⁽⁸⁾ また、1969年12月24日法律第990号 (以下、1969年法とする) の制定により強制自動車損害賠償責任保険が導入されると、経営基盤の脆弱な保険会社の数が増え、その結果、そのような会社が経営破綻に陥るにはそれほど時間がかからなかった。⁽⁹⁾ そこで、イタリアの保険企業の経営を強化し、かつ、保険監督を充実させるために、「イタリアの保険の世界に歴史的転換」をもたらすほどの改革を行うべく、商工省から独立した保険監督機関として ISVAP が設立されたのである。⁽¹⁰⁾

前述したように、イタリアでは、CIPE、商工省および ISVAP が保険

監督機関として保険企業または公社を監督および規制の任務を果たしており、その職務および権限は複雑に関連している。

まず、CIPE は商工大臣をも含めた経済関係官僚で構成され、その任務は、商工大臣の提案に基づき、国内の経済的および社会的要請だけでなく、とりわけヨーロッパ経済共同体の域内に関する国際的な保険市場の発展を考慮して、保険政策に関する国家の方針を策定することにある。そして、CIPE は、この方針の実施状況を検査し、それを促進するために適宜必要な手段を提示し、商工大臣の提出した保険政策の実施状況に関する年次報告書を予審する立場にある（1982年法1条）。

つぎに、商工大臣の権限は1982年法2条において以下のように定められている。すなわち、同条によれば、商工大臣は、CIPE の決議を遵守しながら私保険団体利益保険業における行政方針を決定する。商工大臣は、ISVAP の判断に基づいて保険政策の実施状況に関する年次報告書を作成し、毎年3月31日までに国会および CIPE あてに提出する。商工大臣は、本法によって付与された権限の行使に必要な命令を ISVAP に対して発し、同局を監督する。そして、商工大臣は、明示的に ISVAP の権限に属している措置を除き、自己の命令によって——法律に規定がある場合には、私保険業に関する統一法典（以下、統一法典とする）76条以下⁽¹¹⁾に定められた私保険諮問委員会の意見を聴した上で——私保険団体利益保険分野における諸々の措置を講ずる、とされている。また、1982年法4条によれば、同法が ISVAP に対して明示的に付与していない私保険分野における職務は、商工省の私保険団体利益保険総局に据え置かれる。このように、ISVAP が設立された後も、私保険団体利益保険総局は商工省内に存在している。そこで、私保険の監督に関して、ISVAP と商工省・私保険団体利益保険総局との間で、職務および権限を振り分ける必要がある。

これらのことから、イタリアにおける保険監督の概要は、CIPE が同国の保険政策の方針を作成し、ISVAP がそれに沿って各保険企業または

公社の経営状況を調査する等の実質的な保険監督を遂行する。そして、ISVAPが必要に応じて、商工大臣に対して認可等を申請し、同大臣がこれに応じて命令(省令)を公布するという、いわゆる認可行為を行う関係にあるということができよう。

ISVAPの性質および職務・権限等の内容を見ることにする。まず、ISVAPの性質は、①保険分野の特殊任務に対応することができる機関であること、②経済的活動をしないこと、③永続的存在であること、そして、④独立した法人格を有するが、本来的には国家の行政目的である保険監督を遂行する半官半民の性質を有することである⁽¹²⁾。

つぎに、ISVAPの職務内容は1982年法4条において以下のように定められている。すなわち、同条によれば、ISVAPは、CIPEが定めた方針および商工大臣の命令を遵守して、統一法典の定める監督職務、ならびに全国保険会社(Istituto Nazionale delle Assicurazioni: INA)⁽¹³⁾、内国・外国の保険企業または公社に対して、私保険団体利益保険分野における法律および規則が定める監督の職務を遂行する。ISVAPの監督内容は以下のように大別することができる。それは、①法律上の監督(法令等の適用および遵守状況の監督)、②経理上の監督(貸借対照表の予審および検査)、③資産運用の監督(投融資規制)および④技術的要件に関する監督(責任準備金の計算、税務調査)となる⁽¹⁴⁾。

ISVAPの権限は1982年法5条1項において以下のように定められている。すなわち、同条項によれば、ISVAPはすべての官公庁に対して、通知、情報の提供および協力を要請すること、保険企業および公社に対して、統計、項目および情報の通知を請求し、必要に応じて、商工省に対して検査または予審を命じたり、当該企業および公社の関係者を召喚すること、株主総会および重役会ならびにその監督に服している企業および公社のその他の経営管理機関を召集すること、1969年法19条に定められた交通事故犠牲者保証基金⁽¹⁵⁾を利用すること、INAに対して統一法典⁽¹⁶⁾23条に定められた法定譲渡を行うこと、全国会社取引所委員会

(Commissione nazionale per le società e la borsa) の協力を得ながら、支配関係にある会社の資産関係を調査すること、経営破綻に陥った会社による株式の取得に関する検査を行うこと、とされている。そして、ISVAP が自己の権限を行使することにより取得した統計、通知および情報は、商工省を除いた官公庁に対して、職務上の秘密として保護される、と定められ(1982年法5条2項)、ISVAP の中立性を保証している。

イタリアでは、前述のように、自動車保険を営む保険企業の多くが経営破綻した歴史を持っており、このことは、規制緩和・自由化の大波にさらされているわが国の保険業にとって注視すべき事実である。このように、保険企業の「経営破綻の先進国」といえるイタリアの保険監督機関を規律する1982年法等に関する拙訳が、わが国における保険監督の効率的かつ有益的な遂行に多少なりとも貢献することができれば幸いである。

筆者は、1982年法および1983年6月4日政令（私保険団体利益保険監督局 (ISVAP) の定款）⁽¹⁷⁾ をすでに翻訳しているが、その後、それらの内容が一部改正されているので、本稿において再度翻訳を試みることにした。そして、今回はこれらの法令の他に、ISVAP の業務等に関連する法令をもあわせて翻訳する。本稿を作成するあたり、Donati = Kohler 編 “Codice delle leggi sulle assicurazioni private”⁽¹⁸⁾、および Tramon-
tano 編 “Codice delle assicurazioni”⁽¹⁹⁾ に掲載されている法令を参考にした。

- (1) 拙稿「保険業法等における消費者保護」保険学雑誌559号47頁を参照。
- (2) 栗田和彦「イタリアにおける私保険の監督」関西大学法学論集41巻3号22頁。
- (3) 栗田・前掲論文28頁。
- (4) Antigono Donati e Giovanna Volpe Putzolu, *Manuale di diritto delle assicurazioni*, 4a ed., Milano, 1995, pag.30 e seg.
- (5) 1982年8月12日法律第576号3条2項。
- (6) 栗田・前掲論文15頁。

- (7) たとえば、1978年6月10日法律第295号76条・77条（拙訳・イタリア保険業法（1992年現在）90頁～91頁（（財）生命保険文化研究所・1993年）を参照）。
- (8) 拙訳・イタリア保険業法203頁を参照。
- (9) 栗田・前掲論文21頁。
- (10) 栗田・前掲論文19頁～26頁。
- (11) 拙訳「1959年2月13日共和国大統領令第449号——イタリア保険法典（3）——」神戸学院法学27巻3号71頁。
- (12) 栗田・前掲論文33頁。
- (13) 拙訳「1959年大統領令」41頁～46頁。
- (14) 生命保険新実務講座編集委員会＝（財）生命保険文化研究所編・生命保険新実務講座8外国事情250頁（出口治明筆）（有斐閣・1990年）。
- (15) 拙訳・イタリア保険業法210頁～211頁を参照。
- (16) 拙訳「1959年大統領令」48頁～49頁を参照。
- (17) 拙訳・イタリア保険業法185頁～202頁を参照。
- (18) Antigono Donati e Adelmo Kohler, *Codice delle leggi sulle assicurazioni private*, 4 a ed., Milano, 1993, pagg.324-361.
- (19) Luigi Tramontano, *Codice delle assicurazioni: Banca, Borsa e Titoli di Credito*, Milano, 1997. pagg.481-517.

1982年8月12日法律第576号

（保険監督の改革）

Legge 12 agosto 1982, n.576

（Riforma della vigilanza sulle assicurazioni.）

（*Gazzetta Ufficiale* 20 agosto 1982, n.229）

第1条（国内保険政策の計画策定）

経済計画関係会議（CIPE）は商工大臣の提案に基づき、以下のことを行う。

- a) 国内の経済的および社会的要請だけでなく、とりわけヨーロッパ経済共同体の域内に注意を払いながら、国際的な保険市場の発展を考慮して、保険政策の方針を策定すること。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

- b) 策定された方針の実施状況を検査し、それを促進するために適宜必要な手段を示すこと。
- c) 商工大臣の提案した保険政策の実施状況に関する年次報告書を予審すること。

第2条（商工大臣の権限）（1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除）

第3条（ISVAPの設立）

私保険団体利益保険監督局（ISVAP）は、ローマに住所を置いて設立される。

ISVAP は公法上の法人格が付与される。

第4条（ISVAPの職務）

ISVAP は、CIPE が定めた方針および商工大臣の命令を遵守して、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正が定める監督業務、ならびに INA (Istituto Nazionale delle Assicurazioni)、および元受保険業、再保険業、カピタリザシオン業およびこれらに類似した事業を営む内国企業、および引受種目および企業形態を問わず、共和国内において名称が付与され設立された外国企業、ならびに保険業を規律する規定の対象となるその他の公社に対して、私保険団体利益保険分野における法律および規則が定める監督の職務を遂行する。ISVAP はこれらの職務を遂行するために、企業および公社に対して以下の措置を講ずる。

- a) 技術上、資金上および財務上の経営管理に関する規制。
- b) 貸借対照表の予審および検査。
- c) 保険市場における、元受保険および再保険の代理人および仲立人を含む事業者による現行法および規則の遵守に関する監督。

ISVAP はこの他に以下の権限を有する。

- a) 保険市場の状況認識に必要なすべての行為を行うこと。それには、とくに、国際市場および共同体市場の動向について、そして危険の変化、予防および保証、ならびに投資上の問題について、保険政策の作成に必要な諸々の項目の分析的研究および収集行為を含む。
- b) 保険料率の算出および規制、ならびに保険証券の検討に必要な諸々の統計および項目の収集および取得を行うこと。
- c) (1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除)
- d) (1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除)
- e) (1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除)
- f) 行政上の強制清算手続に関するすべての措置を講ずること。
- g) 自己の職員の職務遂行能力の向上を促進すること。
- h) 自己の業務に関する報告書を毎年発行すること。これには、国内および共同体における保険業に関する重要な統計、および保険市場に関するその他の予審成果も含まれる。
- i) 国内において外国企業が、および他の加盟国内において内国企業が、サービス提供の自由の原則に基づいて行う営業の監督に関して、ヨーロッパ経済共同体の他の加盟国の監督官庁との間で、必要とされるあらゆる形態の共同作業を促進すること。

(第3項は1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除)
特別定款の定めによって州に帰属する分野における権限、および市場で評価される証券を発行した会社に関して、1974年6月7日法律第216号によって全国会社取引所委員会 (CONSOB) に帰属する予審および監督権限は除外される。

第5条 (ISVAPの権限)

ISVAP は自己の職務を遂行するために、以下の行為を行うことがで

きる。

- a) すべての官公庁に対して、通知、情報の提供および協力を要請すること。
- b) 第4条第1項に定められた公社および企業に対して、統計、項目および情報の通知を請求すること。検査およびその他すべての予審を行い、職務を遂行し、かつ、商工省に対して、法律および規則に基づいて同省に帰属する権限を行使するように命ずること。そして、法定代表者、総支配人および監査役会代表者、ならびに必要なに応じて、貸借対照表を証明する任務が付与された公認会計士事務所の代表者を召喚すること。
- c) 合法的な経営に必要な措置を検討するために、株主総会および重役会、ならびにその監督に服している公社および企業のその他の経営管理機関の召集を命令すること。そして、これらの権限を有する機関が命令を遵守しなかった場合には、公社および企業の費用で召集措置をみずからが講ずること。
- d) 1969年12月24日法律第990号およびその後の修正第14条に定められた一連の連結決算、および INA が営む交通事故犠牲者保証基金を利用すること。同基金は、ISVAP に対して自己の業務に関する年次報告書を提出する義務を負う。
- e) INA に対して、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第23条に定められた法定譲渡を、具体的に行うように命ずること。
- f) 第4条第1項に定められた業務を執行している被支配会社と支配会社との間に関するすべての資産関係を検査するために、1974年6月7日法律第216号に定められた全国会社取引所委員会の協力を得ること。
- g) 膨大な赤字経営の会社、または行政上の強制清算に付された会社に関連する人またはグループによる、オプションを介した取得

をも含んだ会社の株式の取得に関する検査を行うこと。信託会社、証券会社または他のすべての主体に対して通知を請求することも同様である。

ISVAP が自己の権限を行使することにより取得した統計、通知および情報は、商工省を除いた官公庁に対して、職務上の秘密として保護される。職務上の秘密は、この他に、各規則に定められた権限および要式に従って統計、通知および情報を取得する国会二院に対しても、保護されることができる。イタリア銀行、CONSOB および競争市場保証局は、職務上の秘密について ISVAP に対抗することはできない。

第4条第1項に定められた公社および企業の取締役、監査役または会計検査人および総支配人で、ISVAP の要請に応じなかった、または指示にも従わなかった者は3ヶ月以内の禁固に処せられ、200万リラ以上4,000万リラ以下の罰金が科せられる。

第6条 (ISVAPに対する通知義務)

保険公社および保険企業の総会および株主総会の議事録は、取締役会、監査役会または株主総会が明示的に委任した者によって、ISVAP に対して15日以内にその写しが提出されなければならない。

監査役会の構成員の提案、検証および異議は、ISVAP に対して提示された日から10日以内に、その写しが提出されなければならない、同時に適切な帳簿に記載されなければならない。

前二項に定められた義務に違反する者は、民法第2626条に定められた罰則により処罰される。

第4条第1項に定められたいずれかの業務を執行する会社の普通株式を取得した信託会社、株式仲買人およびその他のすべての者は、関連した請求の時から15日以内に、ISVAP に対して、委任者、仲立により移転した普通株式の取得者または実際の取得者の名前を通知しなければならない。

前項に定められた通知義務に違反した信託会社の法定代表者、または株式仲買人または名目上の取得者は、取得した株式の市場価格の6分の1に相当する金額の行政罰に処される。処罰は ISVAP の長官の報告に基づき、商工大臣により科される。罰金は ISVAP に帰属する。

第6条の2（業務執行役員）

第1項：監督官庁の命令に対して著しい違反があった場合には、商工大臣は、自己の判断または ISVAP の提案に従って、自己の命令により、当該公社および企業の経営管理を法律に服させるために必要な業務を執行する役員を任命することができる。

第2項：ISVAP が当該公社または企業の法定代表者に対して不遵守に関する措置を講じていない場合には、任命はつねに商工大臣による通告により優先して行われなければならない。

第7条（特別経営管理）

第1項：第4条第1項に定められた公社および企業につき、経営管理に著しい不正がある場合、事業を規律する法律、規則および定款の規定に著しい違反がある場合、または監督官庁によりなされた指令に著しく、かつ、恒常的な違反がある場合には、商工大臣は、自己の判断または ISVAP の提案に従って、そして、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第76条以下に定められた私保険諮問委員会の意見を聴いた後、自己の命令によって、当該公社および企業の普通経営管理機関および普通監査機関の解散を命ずることができる。

第2項：ISVAP が当該公社または企業の法定代表者に対して、不遵守に関する措置を講じていない場合には、解散は、つねに商工大臣による通告により優先して行われなければならない。

第3項：ISVAP は当該公社または企業の管理のために、1名または

複数名の特別経営管理委員を任命し、委員長および4名の構成員からなる監督委員会を設立する。

第4項：任命またはその後の措置により、特別経営管理委員、監督委員会の構成員およびその委員長の報酬が決定される。報酬は当該公社または企業が負担する。

第5項：解散した経営管理機関は、承認された最新の貸借対照表に関連する営業の閉鎖日から、財産目録および決算報告書を作成しなければならない。財産目録および決算報告書は、第1項に定められた命令が布告された日から3ヶ月以内に、ISVAP が解散させた後に承認された経営者会議の報告書を添付して、経営管理委員会に提出されなければならない。

第6項：監督委員会はその全職務において、解散した経営者会議を代替し、過半数によって決定する。投票が同数の場合には委員長の意見が優先する。

第7項：経営管理委員会には、解散した経営者会議のすべての権限が帰属する。委員が複数の場合には多数決によって決定し、2名の場合には全員一致とする。公社または企業の対外的および裁判上の代表権限はその2名に帰属し、この者達の連署とする。

第8項：特別経営管理の間、株主総会の固有職務は中断する。

第9項：経営管理委員会は、ISVAP の事前の承認を得て、適宜、普通株主総会および特別株主総会を召集することができる。

第10項：経営管理委員会は以下の行為を行う。

- a) 監督委員会の意見を聴いた後、ISVAP の事前の承認を得て、当該公社および企業の経営管理機関および監査機関の構成員に対して賠償責任訴訟を提起すること。
- b) 当該公社および企業の経営内容の変化、状況および要求につき、ISVAP に対して3ヶ月ごとに報告し、経営の有効な執行を妨げる状況が発生した場合には、ISVAP に対してただちに通知する

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

こと。経営管理委員会の報告書にはすべて、監督委員会の理由が付記された書類が添付されなければならない。

- c) 業務の改革または再編成のために受け入れられるすべての提案を、自己の詳細な評価および監督委員会の意見を添付した後、ISVAP にただちに通知すること。
- d) 前提条件が充足され、ISVAP の事前認可を得た後、ただちに経営管理機関および監査機関を再建すること。

第11項：特別経営管理は1年間の継続を限度とする。この期間は、理由を明記した委員会の要請に基づき、監査委員会の意見を付記することにより、商工大臣により延長されることができる。延長期間は、ISVAP の理由を明記した報告書に基づき、そして、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第76条以下に定められた私保険諮問委員会の意見を聴した後、12ヶ月を超えない期間とする。

第12項：特別経営管理の開始日に進行中の期間が終了する場合、法律上のすべての効果は当該管理期間の終了日まで延長される。

第13項：特別経営管理の開始および終了に関する省令は、共和国官報に掲載されなければならない。中断命令は、ISVAP が明記した理由に基づき、会社の経営管理機関が再建される前に布告される。

第14項：特別経営管理が終了する場合には、以下のことがなされる。

- a) 経営管理委員会は貸借対照表および損益計算書を作成し、監督委員会の報告書を添付して、認可のために、ISVAP に対して6ヶ月以内に提出すること。
- b) 経営管理委員会および監査委員会は個別業務に関して各報告書を作成し、ISVAP に送付すること。
- c) 経営管理委員会は、経営管理開始の日から財産目録および決算報告書を作成すること。財産目録および決算報告書は、監査委員会の報告書を添付し上で、経営管理終了の日から3ヶ月以内に、

普通経営管理機関に対して提出されなければならない。

第15項：経営管理委員会の決算報告書に関する不服申立は、それが提出された日から60日以内に ISVAP に対して提示されなければ失効する。経営管理委員会に対する損害賠償請求訴訟の提起は、特別経営管理の終了命令が布告された日から2年の時効により失効する。

第16項：経営管理委員会が提起した損害賠償請求訴訟は、普通経営管理機関により継続されなければならない。同機関は毎年12月31日までに、当該訴訟手続に関する報告書を ISVAP に対して提出しなければならない。

第7条の2（経営破綻企業に対する資金援助）

第1項：自動車および船舶の運行に起因する損害に関する強制民事責任保険を引き受ける保険企業の特別経営管理委員会は、経営破綻企業に対する介入手段を明確にするにあたり、当該企業の資産、財務および技術・取引状況を確認する。当該企業の再建に着手するための条件が整ったと判断された場合には、商工大臣および ISVAP に対して、「交通事故犠牲者保証基金」を管理運営する INA からの資金援助を受けるための申請書類を提出することができる。申請書類には、第7条第3項に定められた、監督委員会の賛成意見が添付されなければならない。

第2項：資金援助は、ISVAP の賛成意見に基づき、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第76条以下に定められた私保険諮問委員会の意見を聴いた後、商工大臣の命令によって承認される。資金援助額は、特別経営管理に付されている企業の最新の貸借対照表から判明する、自動車および船舶の運行に起因する損害に関する強制民事責任保険の技術的準備金総額の70パーセントを限度とする。特別経営管理手続を命じた命令が布告された日より以前に発生していた保険事故については、この限度額はいかなる場合においても、企業の負担する給付の総額を上回ってはなら

ない。当該命令により資金援助を行う期間が決定される。その資金は、保険契約の締結が強制されている自動車および船舶の運行に起因する損害の賠償に限定して使われなければならない。

第3項：第2条に基づいて認められた資金援助について、「交通事故犠牲者保証基金」を管理運営する INA に対する返済条件および期間は、ISVAP および第2項に定められた委員会の意見を聴した後、第2項に定められた商工大臣の命令により決定される。この場合の利率は、中間利潤を増大させ、1.5パーセントを超えない公的割引率に相当する利率に基づく。

第4項：第2項に基づいて認められた資金援助は、すべての他の債権に対して優先的に弁済される先取特権を有する。それには差押および抵当権を含み、原告が複数の訴訟においても同様である。

第5項：本条に定められた手続の実行は、「交通事故犠牲者保証基金」に対する分担金の増額の決定には協力しない。

第6項：第2項に定められた資金援助は、資本の増大の結果においてもまた、会社の発行した株式への質権の設定によって行われなければならない。株式の譲渡は民法第2795条最終項に定められた手続に従う。

第7項：特別経営管理手続を執行中に会社を管理していた者とは別の主体が企業の発行済株式の過半数を取得したことによって、特別経営管理委員会が終了する場合には、商工大臣は、ISVAP および第2項に定められた委員会の意見を聴した後、第2項に基づいて認められた資金援助の返還期日に関して特別の方法を定めることができる。その場合、第3項に定められた利率を上回ることができる。

本条第1項により導入された1982年8月12日法律第576号第7条第2項に定められた資金援助額は、本法が施行された日に特別経営管理に付されていた企業については、当該期日までに生じていた保険事故を考慮して決定される。

第8条 (会社の合併) (1994年4月18日共和国大統領令第385号第4条により削除)

第9条 (ISVAPの機関)

ISVAPの機関は以下の通りである。

- a) 長官
- b) 理事会
- c) 監査委員会

第10条 (長官)

長官は、明白な倫理性および独立性を有し、とりわけ保険業に関する技術的原則および経営管理的原則に精通した人の中から選任された後、商工大臣の指名に基づき閣議の決議を経て、共和国大統領令により任命される。任命には、1978年1月24日法律第14号の規定が適用される。

長官の任期は5年とする。長官は1度限り再任されることができ、前項に定められたものと同じ形式によって免職または停職される。

長官の任務は、他のいかなる事業の営業とも両立することはできない。公務員が任命された場合には、任命に関する命令によって定められた形式によって、職務の解任手続がとられる。

長官は、商工大臣と協調し、政令が定めた限度額内において職務経費が認められる。

長官は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第76条以下に定められた私保険諮問委員会の構成員となる。

長官の他、ISVAPの3名以上の役職員が前項に定められた諮問委員会を構成する。この者は長官によって事項ごとに任命され、関連業務を執行する。長官および諮問委員に任命された役職員は議決権を有する。

第11条（理事会）

理事会は、ISVAPの長官の他に、6名の構成員で構成される。

理事会の構成員は、商工大臣の協力を得て、首相の命令によって任命される。その任期は4年とし、1度限り再任されることができる。理事会の構成員は、明白な倫理性および独立性を有し、保険業および金融業に関する技術的分野または法律分野における専門性を有している人の中から選任される。

理事会の構成員は、第4条に定められた公社および企業のために、またはそれに関連する公社および企業のために、有償または無償を問わず、いかなる業務をも執行することはできない。

理事会の構成員は、商工大臣の命令によって定められた額を限度とする諸手当が支給される。理事会の構成員は、正当な理由がなくして2回連続して理事会を欠席した場合には、解任される。

理事会の定足数は、理事会構成員の2分の1とする。

決議は単純多数とする。同数の場合には、長官の投票が優先する。

副総支配人が理事会に議決権なしで参加する。

第12条（監査委員会）

監査委員会は、商工大臣の協力を得て、首相の命令によって任命され、それを運営する会計監査人の名簿に登録された大学教授であって法務大臣により任命された者、および2名の国家公務員により構成される。これら2名の国家公務員のうち1名は国庫大臣により、もう1名は商工大臣により任命される。

これら的大臣は、監査委員会の設立命令によって任命される監査代行をそれぞれ指名する。

監査委員会の任期は5年とする。

各監査委員に対する報酬は任命命令によって定められる。

監査委員会は3ヶ月以内おきに開催されなければならない。

正当な理由がなくして、1年間に2回の監査委員会または2回の理事会に出席しなかった監査委員は解任される。

監査委員会の決議は単純多数とする。異議を唱えた監査委員は、自己の反対理由を議事録に記載させる権利を有する。

第13条（長官の職務）

長官は、ISVAPを代表し、その総支配人となる。理事会を召集し、議事を運営し、決議する。各人の業務を監視する。ISVAPの業務に関する年次報告書を作成し、収支決算書に添付する。本法によりISVAPの他の機関に明白に帰属していないその他のすべての権限を行使する。

第14条（理事会の職務）

理事会は以下の職務を行う。

- a) 定款ならびに ISVAP の組織および職務に関する一般規則の他、国の一般会計に関する規定に違反する場合においても、資産の運用を規律するための規則を決定すること。
- b) 毎年3月31日までに、前年度の収支決算書およびISVAPの行った業務に関する年次報告書を承認すること。
- c) 毎年9月30日までに、次年度に支出される経費の歳出入予算を承認すること。
- d) 国家予算の中でISVAPの運用目的のために計上され、単一条項とともに商工省の経費の予測状況の中に記載された基金を限度として、ISVAPの事業経費を運用すること。この場合、歳出入の1パーセントを超える額の経費を決議すること。
- e) 職員の採用選考会の実施を勧告すること。この場合、様々な職務を担当するための学歴、筆記および口述試験の対象となる内容、および筆記試験の数、功績の資格、およびその評価のための基準を決定する。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

- f) 副総支配人を含めて、職員の履歴における採用および昇任を決議すること。
- g) 副総支配人、役職員および検査官に対する処罰措置を講ずること。
- h) すべての部局の職員に対する雇用関係を解消すること。
- i) 保険業免許の申請に関して見解を表明すること。
- l) 企業の資産運用に関する制裁措置の採用を提案すること。この場合には、行政上の強制清算という制裁措置に関する見解も含まれる。
- m) 検査官の行為に関する一般的性格の指示に行うこと。
- n) 商工大臣に対して、保険業に関する法律、規則および一般的な経営管理法規の修正を提案すること。

第1項 a 文、b 文、c 文、d 文、g 文、h 文および m 文を除き、理事会の権限の行使は長官に委任される。

第1項 b 文および c 文に定められた定款および決議は、商工大臣により承認される。

第15条（監査委員会の職務）

監査委員会の職務は、ISVAP の経営管理行為について会計管理を規律すること、法律および規則の遵守を監視すること、一般簿記、収支決算書と帳簿および計算書類の結果との照合を承認すること、収支決算書および歳出入予算の報告書を作成し、商工大臣に提出すること、自己の業務について半年ごとに商工大臣に報告することとする。

監査委員会の構成員は理事会において補助しなければならず、いつでも自己の判断によって監査行為および規制措置を講ずることができ、経費が判明するすべての書類の提出を請求することができる。

第16条（会計院の検査）

会計院は、収支決算書ならびに長官および監査委員会の作成した報告書に添付された損益計算書に関連する営業の貸借対照表に基づいて、ISVAPの財務状況を検査する。ISVAPの長官は、会計院に対して、これらをその承認の日から15日以内に提出する義務がある。提出期限は、いかなる場合においても、財務状況の閉鎖の日から6ヶ月半を超えてはならない。会計院は、検査した営業においてISVAPが行った業務の経済上および財務上の成果を、国会に対して報告する。

会計院は検査において、前項の前段に定められた要素が不十分であると判断した場合には、ISVAPに対して、検査した財務運営に関する照会、情報、報告書および書類の提出を請求することができる。

第17条（部局）

第1項：ISVAPは以下の部局で構成される。

- 1) 損害保険局
- 1) 人保険局
- 1) 財務会計局
- 1) 法律、研究、ヨーロッパ連合および国際関係局
- 1) 管理、総務、人事および情報分析局

第2項：理事会は、ISVAPの機関および職務の必要性に応じて、自己の裁量により、各部局の権限および機構を決定する。

第3項：理事会は、同様の形式で、部局の職務様式、各部局の数および分割、ならびに本法第19条に基づいた歳出予算書に添付された職員の配属表の範囲内において詳細に行う勤務評定を決定する。

第18条（苦情処理課）

第4条第1項に定められた監督および規制の対象となる公社および企業に関して、利害関係人から寄せられた苦情を処理する苦情処理課が検

査局内に設置される。

同課は以下のことを行う。

- a) 監督の対象となる公社および企業の締結した契約について、迅速かつ正確な履行を容易にする有益なすべての職務を遂行すること。
- b) 違反が著しく、かつ、恒常的な場合には、長官にそれを通告すること。
- c) 第4条第2項h文に定められた報告書を構成する自己の資産に関する報告書を作成すること。

第19条（配属名簿）

職員の配属表は歳出予算書に添付され、第14条第1項c文に定められた承認とともに、理事会において承認される。

第20条（職員の法的および経済的待遇）

副総支配人を含む ISVAP 職員の法的および経済的待遇ならびに昇任の順序は、保険業界における現行の国内労働団体契約に定められる基準に従って、理事会が自己の規則によって決定する。この場合、ISVAP の職務上および機構上の特殊条件をも考慮する。

ISVAP において業務の執行に携わっている職員は、他の職業または任務に従事し、専門的活動、取引または生産活動を行うことが禁止される。

自己の職務を遂行する検査官は公務員とみなされる。検査官は、すべての恒常的な違反を、たとえそれが裁判所に訴追できる不法行為であっても、ISVAP の長官に限り報告する義務を負う。

第21条（職員の採用）

ISVAP の役職員の採用は、その資格および試験による公的選考によ

って行われる。選考に参加できる年齢の上限は45才とする。

役職員でない職員の採用は、その資格および試験による公的選考によって行われる。ISVAP が企画準備した職員教育講座への参加は、優遇資格となる。

試験委員は理事会が任命し、副総支配人またはその代理人が管理する。

ISVAP は自己の権限を行使することにより、特定の契約期間に基づき、使用人をみずから採用することができる。その契約は私法規定によって規律され、10単位を限度とする。

第22条（許可選考への準備講座および職務向上講座）

ISVAP は、自己の管理判断職への許可選考に参加する者の一般教養および専門職務の準備講座を、国公立の大学または高等学校において開催する。

講座の期間は6ヶ月以上9ヶ月以下とする。

講座への受入は、各職務の登録名簿の中で予想される欠員数の倍の数について、講座の開催年度後の2年間のうちに、ISVAP が公示した口述試験で補完される資格による公的選考により行われる。

選考への参加要件、評価資格、口述試験の問題内容、試験委員会の構成員および席次の決定基準は、理事会が決定する。

講座は、特定の分野に関して、講義、実地練習および演習形式で行われる。前項と同じ決定により、各業務において展開される職務に関連して別々の方法がとられる。

教官資格者は ISVAP の長官が任命する。

講座参加者に対しては、全期間につき奨学金が支給される。その額は講座の公示で決定される。講座への恒常的な出席を証明する講座責任者の証明書に基づいて、1ヶ月あたり均等額の奨学金が支給される。

講座の終了時、参加者は受講科目に関して、筆記および口述試験を受けなければならない。試験の合格者に対しては、得点を記入した資格免

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

許状が交付される。資格免許状は、ISVAP の管理判断職員への許可選考において、優先資格となる。

ISVAP はこの他に、ISVAP の管理判断職員の職務向上のための定期講座を理事会が決定した方法で開催する。

職務向上講座への参加は義務であり、各参加者の成績は担当職における向上のための評価資格となる。

第23条（収益）

ISVAP の収益は以下のもので構成される。

1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第67条第1項に定められた監督分担金の収入。

不動産および動産の売却益。

その他すべての収益。

第24条（貸借対照表）

ISVAP は、1979年12月18日共和国大統領令第696号で承認された規則に準拠して、歳出入予算書類および決算書類を作成する義務を負う。

貸借対照表に関する決議は商工大臣の命令によって承認される。

第25条（監督分担金）

1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第67条第1項に定められた監督分担金の最高限度額は、各営業において徴収された保険料の1,000分の2とする。

分担金の額は、商工大臣の命令によって、次年度の1月1日から効力を有するように決定される。その場合、本法の適用から派生する債務の考慮する。

第26条 (ISVAP の初期の構成)

本法が施行されるにあたり、以下のことが行われる。

本法の施行期日から30日以内に、長官、理事会および監査委員会が任命されなければならない。

同期間内に、商工大臣は自己の命令によって、各部局の構成員数の上限を定める。

その後の15日以内に、1982年2月15日現在、商工省の私保険団体利益保険総局に勤務していた者は、商工大臣に対して ISVAP に転勤することを請求することができる。

理事会の開設から60日以内に、理事会は、第14条第1項a文に定められた定款および一般規定、組織表、職員の業務の地位、および検査局と他部局との間の職務の配分、ならびに進行中の業務および将来の業務に関する ISVAP の機関および職務に必要な経費に関する予算を決定する。

予算に関する決定を通告した日から20日以内に、定款、歳出入予算および配属表が商工大臣により承認される。

商工大臣が承認した日から10日以内に、歳出入予算に示された経費に対応するために必要な金額が ISVAP に交付される。

ISVAP の長官が運営し、商工大臣が任命した委員会が評価した後、配属表の承認から20日以内に、商工省の私保険団体利益保険総局に勤務していた者で、転勤を申請した者が転勤し、同配属表に組み入れられる。この場合、学歴、在職期間、これまで行ってきた業務およびその他の業務資格を考慮しなければならない。組入の通知から10日以内に、当事者は転勤申請を取り消すことができる。

本法の施行期日から6ヶ月以内に、理事会は配属表に記載された地位を限度として、保険業界の企業の使用人に関する国内団体契約の規定における第2部門および第3部門の使用人の職務と同じ職務を遂行する職員を採用する。この場合、適任という実際の証明

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

に基づいて、行政上の強制清算手続中にある保険業を営む企業の使用人の中から選任する。後掲第27条に定められた検査官の一般教養および専門知識の準備ならびに残りの職員の採用のための講座への参加選考を宣言する。

第27条（検査官採用のための準備講座）

本法が適用されるにあたり、ISVAP は検査官の一般教養および専門職務知識の準備講座を開催する。

講座への参加選考については、空席数の2倍が募集される。

明示されていないものについては、第22条の規定が適用される。

参加者は、選考の終了時に、講座の3名の教官資格者により構成された入会選考について任命された委員会において、受講科目に関する筆記試験および口述試験を受けなければならない。

委員会はもっぱら試験の結果に基づいて、資格者の席次を定める。

空席の地位に分類された参加者は、検査業務の初期資格をもって採用される。

第28条（商工省の私保険団体利益保険総局の改革）

共和国政府は、本法の施行期日から6ヶ月以内に、商工省の私保険団体利益保険総局の組織に関する法律の効果を有する規定を、以下に定められた原則および基準に準拠して定めるように委任する。

- a) 部局の改革においては、従来の職務の質的段階および特殊性が考慮されなければならない。
- b) 組織編成を決定する場合には、総局がそれまで執行してきた残りの業務の特殊性を考慮した後、総局の権限を縮小させるように考えられなければならない、管理職員および指示職員の数が決められなければならない。

第29条（資金援助の保証）

本法に定められた業務は、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第67条に基づいて、本法第4条第1項に定められた公社および企業が毎年支払っている分担金の収入により執行される。

国庫大臣は、自己の命令によって国家の歳出入予算案を変更する権限を有する。

1991年1月9日法律第20号

（1982年8月12日法律第576号，ならびに保険企業
または公社の参加規制に関する規定および保険企業
または公社における規定に対する補完および修正）

Legge 9 gennaio 1991, n.20

（Integrazione e modifiche alla legge 13 agosto 1982, n.576, e norme sul controllo delle partecipazioni di impresa o enti assicurativi e in imprese o enti assicurativi.）

（*Gazzetta Ufficiale* 22 gennaio 1991, n.18）

第1章 1982年8月12日法律第576号の補完および修正

第1条（業務執行役員）（1982年8月12日法律第576号第6条の2に該当）

第2条（特別経営管理）（1982年8月12日法律第576号第7条に該当）

第3条（1982年8月12日法律第576号第2条・第5条・第10条および第21条の修正）

第1項：（1982年8月12日法律第576号第2条に該当）

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

第2項：（1982年8月12日法律第576号第5条第1項に該当）

第3項：（1982年8月12日法律第576号第3条第2項に該当）

第4項：（1982年8月12日法律第576号第10条に該当）

第5項：（1982年8月12日法律第576号第21条に該当）

第2章 保険企業および公社：グループ会社とともに 参加および行為の規制

第4条（参加規制）

第1項：保険企業および公社は、他の企業が、1978年6月10日法律第295号第5条第2項および1986年10月22日法律第742号第4条第2項において保険企業に認められた業務とは異なる業務を営む場合には、当該企業の支配権を取得することはできない。

第2項：保険業と被支配会社の営む業務との関係は、私保険共同利益保険監督局（ISVAP）が支配会社に対して請求した事業方法書に明記することができる。

第3項：1973年7月24日ヨーロッパ経済共同体理事会指令第239号（73/239/CEE）および1979年3月5日同理事会指令第267号（79/267/CEE）の実施状況に関連して、経済計画閣僚会議（CIPE）は、商工大臣が第1項に抵触して行うことのできる基準を定める。

第5条（参加事実の通知義務）

第1項：保険企業は、単独でまたはすでに支配している他の会社と直接的または間接的に共同して被参加会社を支配する場合には、直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは仲介者を介して他の会社の経営に参加した事実を、当該契約締結の日から30日以内に ISVAP に対して通知しなければならない。議決権付き株式を保有している場合において支配であるためには、質権、用益権および供託もまた考慮されなければな

らない。

第2項：単独でまたはすでに直接的に支配している他の会社と共同して行われた参加が、被参加企業または会社の資本の5パーセントの限度額を上回る場合には、前項に定められた通知の他に、当該期間内において、自由資産の使用を取得したすべての他の参加が通知されなければならない。通知義務は、すでに通知された参加が前掲の限度額を上回る増額を伴う場合においてもなされる。

第3項：ISVAP は、本条に基づいてなされた通知をただちに公示しなければならない。

第4項：本条は同じ業務を営む会社に参加する企業には適用されない。

第6条（ISVAPに付与される権限）

第1項：保険企業または公社の参加が被参加会社の支配をもたらし、この事業が保険業務に関連しない場合には、ISVAP は、その参加がつねに支配限度額を下回るように命じ、その活動が保険企業または公社にとって不当な侵害にならないようにするために必要な短い期間をあてる。

第2項：企業または公社が前項に定められた命令を遵守しなかった場合には、ISVAP は保険業免許の取消を提案する。

第3項：被支配会社が保険業の関連した事業を営み、その参加が保険企業または公社の安定性に著しい危険をもたらす場合においてもまた、第1項および第2項の規定が適用される。

第4項：ISVAP は、被参加会社を支配することにならない参加について、その程度が保険企業または公社の安定性に著しい危険をもたらすものとみなした場合には、被参加会社の事業の性質、保険企業または公社の自由資産に関連した投資の次元、および被参加会社の経営状況の変化等を考慮した後、当該参加の程度が前掲の危険を排除する制限内に減少されるように命ずる。ISVAP は、この目的のために、その活動が保険企業または会社にとって不当な侵害とならないようにするために、必要

な短い期間をあてる。

第5項：参加法人が第4項に定められた命令を遵守しなかった場合には、保険企業または公社の支払余力を構成する要素に含まれない投資部分を排除する。

第7条（連結収支決算書の作成義務）

第1項：イタリア国内に本店を有する保険企業および公社は、グループの連結収支決算書を作成する義務を負担する。

第2項：ISVAPは第1項を適用するために、一般的な方法で基準、様式および拘束を定める。

第8条（連結収支決算書の検査）

第1項：連結収支決算書の正確さを検査するために、ISVAPは、当該企業が支配している会社および公社に対して、資料、統計および情報の提供を請求するか、または当該公社および会社において予審することができる。被支配会社または公社が他の官庁の監督に服している場合には、ISVAPは当該監督官庁に協力を要請する。

第9条（保険企業および公社の資本への参加の通知）

第1項：保険企業の株式または持分が、直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは仲介者を介して取得または引き受けられた場合には、当該参加は、それが直接的にまたは間接的にすでに取得されている株式もしくは持分を合算して、企業の資本の5パーセントの限度を上回った日から30日以内に、当該保険企業およびISVAPに対して書面で通知しなければならない。参加後の変化は、増加または減少の結果が、前掲の割合限度を上回った日から30日以内に、または参加が前掲の割合限度内において減少した場合にはつねに、通知されなければならない。これらの制限とは関係なく、企業を支配するに足りる限度において、取得、引

受および参加を行おうとする企業は、事前に ISVAP に通知しなければならない。

第1項の2：連結収支決算の作成義務を負う会社または法人が支配権を有するグループの会社および法人は、支配会社もしくは法人、またはこれらを支配する自然人が通知を行った場合には、前項に定められた通知義務を免れる。

第2項：企業または公社の資本に関して第1項に定められた割合を計算する場合には、議決権付き株式または持分により表される引受が考慮される。この場合、参加は、議決権のない株式または持分を考慮しないで決定される。そして、つねに以下のことが考慮される。

- a) 被支配会社、信託会社または仲介者を介して自然人または法人により間接的に取得された株式または持分。
- b) 質権または用益権に付属している議決権が質権者または用益権者に帰属している場合には、質権または先取特権行使の効果として、直接的または間接的に取得された株式または持分。
- c) 担保権者が担保権に付属している議決権を自己の裁量によって行使することができる場合において、担保権行使の効果として、直接的または間接的に取得された株式または持分。
- d) 直接的または間接的に、譲渡人および譲受人の双方について考慮された戻付き証券譲渡契約の対象となる株式または持分。

第3項：通知は、ISVAP の提案に基づいて商工省が承認した適切な様式に従って作成され、官報に記載されなければならない。

第4項：以下のものは、つねに各参加に関する通知に記載されていなければならない。

- a) 参加取得の期日および項目、または参加の増加または減少の期日および項目。
- b) 株式または持分の数、額面価格および割合。
- c) 間接的に取得された株式または持分の数。この場合、被支配会

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

社、信託会社もしくは仲介者の名称を明らかにしなければならない。質権または用益権の設定により取得された株式または持分の数、または戻付き証券譲渡契約の対象となる株式の数。この場合、議決権取得者を明らかにしなければならない。信託会社により通知がなされた場合には、株式または持分の実質上の所有者が明らかにされなければならない。

第5項：通知は、それが ISVAP に提出された日、または書留郵便が配達された日になされたものとみなされる。

第6項：通知されなかった株式または持分に関する議決権は、行使されることができない。これに違反した場合において、もし議決権のない構成員が投票せず、必要数に足りない場合には、総会決議は民法第2377条に基づいて不服申立がなされることができる。不服申立は決議の日から6ヶ月以内に、または決議内容が企業の登記事項である場合には、登記の日から6ヶ月以内に、ISVAP によってもなされることができる。

第7項：本条に基づいて議決権を行使できない株式または持分は、総会開催の定足数に含まれる。

第10条（保険企業の資本における支配および参加による引受の認可）

第1項：保険企業の株式または持分の取得または引受が、相次いで行われる場合をも含めて、直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは仲介者を介して取得または引き受けられた結果、すでに取得されている株式または持分を合算して、保険企業を支配することになる場合には、ISVAP により事前に認可されなければならない。この場合、ISVAP は通知の日から3ヶ月以内に認可を公示しなければならない。認可は、保険企業の資本を支配する会社の支配権を取得する場合についてもまた必要である。

第2項：本法に関して、民法第2359条に定められた場合には、会社は支配されているものとみなされる。他の主体が、他の構成員との合意に

基づいて、議決権の過半数を単独で支配する会社、または取締役の過半数を任命または解任する権利を有する会社は、つねに支配されているものとみなされる。議決権の行使を規制する構成員間の合意は、議決権組合を構成する。議決権の行使を規制するすべての合意は、その合意の日から48時間以内に ISVAP に通知されなければならない。

第2項の2：本法に関しては、保険企業において、直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは仲介者を介して資本または議決権の10パーセント以上が保有される場合には、それは有効な参加とみなされる。前掲の制限を下回る場合であっても、保有されている企業との間でなされた特別の合意に基づき、当該企業に対して、いまだ支配していないが、重要な影響権を行使する可能性がある場合には、それは有効な参加とみなされる。

第3項：第1項に基づいて取得または引き受けられた株式または持分に固有の議決権は、認可措置が通知されるまで、および、認可の拒否、中断または取消措置が通知されるまで行使されることはできない。これに違反した場合において、もし投票意思のなかった構成員が投票せず、必要数に足りない場合には、総会決議は民法第2377条に基づいて不服申立がなされることができ、不服申立は ISVAP によってもなされることができ、議決権を行使できない株式または持分は、総会開催の定足数に含まれる。

第4項：第1項に基づいて認可された主体は、認可に必要な要件を充足しなくなった場合には、30日以内に ISVAP に通知しなければならない。この要件の不充足が、他の主体による保険企業の支配の引受または参加をもたらす行為の結果である場合には、当該行為は ISVAP によって事前に認可されなければならない。

第5項：待遇の平等性の原則が適用されない国の公社または企業が、第1項に定められた行為に参加し、規律規定を課し、またはイタリアの企業または公社が行う取得に類似する効果を有する規定を適用すること

により、第1項に定められた行為に参加する場合、ISVAPは、首相が通知から1ヶ月以内に国内経済の状況を主要理由として認可を禁止することができる提案に基づいて、商工大臣に認可の申請を通知する。

第11条（認可および通知）

第1項：第10条に定められた認可の承認に利害関係を有する者は、ISVAPに対して書留郵便によって請求しなければならない。ISVAPが書留郵便を受け取った日から60日以内に措置を講じなかった場合には、認可が承認されたものとみなされる。利害関係者に対して追加の統計および資料の提出を要求された場合には、前掲の期間は中断し、返信の書留郵便が到達した日から再開する。統計および資料の請求は、必要に応じて繰り返されることができる。

第2項：認可は、黙示の場合も含めて、第10条第2項に定められた合意によって取得または強化された立場、または認可後のできごとを考慮して、ISVAPによっていつにても停止または取り消されることができる。

第3項：ISVAPによって採用された措置は、申請者、利害関係のある保険企業または公社、および商工省に通知される。認可を拒否、取消または中断させる措置は、その理由を付さなければならない。

第4項：商工大臣は、本法が施行された日から30日以内に布告される命令により、最初の適用において、認可の承認、中断および取消の基準を決定する。この場合、保険企業または公社の独立性および被保険者の保護を保証する目的で、認可を請求した企業もしくは公社、または保険企業もしくは公社の参加に関係する会社もしくは公社の取締役、監査役および総支配人の資質、ならびに申請者と他の主体との間に存在する技術的、金銭的、機構的および取り決められた性質の関係をも考慮する。それに関連する決議、添付されるべき書類を明示した認可請求の様式は、官報に掲載される。

第5項：商工大臣は、ISVAP の提案に基づき、保険企業の参加または支配権の取得に関する認可の付与、中断および取消に関する基準を、自己の命令で決定する。そして、認可が付与された関係主体が保有しなければならない要件を定める。この主体が法人である場合には、当該要件は、当該法人の代表取締役、取締役および監査役が保有しなければならない。この場合、第4条最終項の規定が適用される。

第12条（自主性の記録文書）

第1項：ISVAP は、保険企業または公社の資本に参加する主体に対して、いつにても責任ある説明を行うように請求することができる。その説明では、ISVAP があらかじめ定めた形式および期間において、一般的または特殊な方法によって本法を適用するために必要な情報、条件および責任を明示する。説明は、とりわけ、金銭的関係の性質および規模、ならび関係者が保険企業または公社の経営管理の自主性を保証するために必要な手段および担保を明らかにしなければならない。

第13条（資料および統計の請求）

第1項：ISVAP は、保険企業および公社に対して、ならびにそれらに対して直接的に、または被支配会社、信託会社もしくは仲介者を介して参加している法的性質を問わない会社および公社に対して、構成員名簿、受理した通知の結果、およびその裁量に基づくその他の資料の調査結果に従って構成員の名称を示すように請求することができる。この他に、代表取締役に対して、民法第2359条に基づいて支配されている会社および法人に関する表明を請求することができる。

第2項：第三者に帰属している第1項に定められた保険企業または公社の発行した証券を自己名義で保有している信託会社は、ISVAP がこれを請求し、参加が第9条に定められた制限を超える場合にはつねに、委託者の身分を ISVAP に通知しなければならない。

第3項：第1項および第2項に定められた資料および統計は、外国会社および公社についても請求されることができる。

第4項：ISVAPは、全国会社取引所委員会（CONSOB）に対して、証券取引市場において評価された証券を有する、または特定の取引市場における取引が認められた会社および公社に利害関係を有する請求者の情報を通知する。

第14条（株主の招集）

第1項：ISVAPは、被支配会社、信託会社または仲介者を介して、計画を認識し、自主性および保険事業の独立性を保証する責任行為を行うために、保険企業または公社の支配を引き受けた者を召集することができる。

第15条（支配された主体およびこの者による会社との活動）

第1項：保険企業または公社は、ISVAPに対して、ISVAPの提案に従って商工大臣が行った命令により示された財産上の行為をあらかじめ通知しなければならない。この場合、保険企業または公社は、支配している主体、およびこの者により支配されている会社とともに行動する行為の種類および経済上の長所をも考慮する。

第2項：商工大臣は、この他に、第1項に定められた命令により、通知の様式を定める。

第3項：第1項に定められた行為が被保険者の利益を侵害する場合には、ISVAPは通知を受理した日から15日以内に、第1項に定められた行為の執行を禁止することができる。企業または会社に対して追加の統計および資料の提出が請求された場合には、第1項に定められた期間は中断し、それを受理した日から再開する。統計および資料の請求は、必要に応じて繰り返されることができる。

第4項：第1項に定められた行為の執行を禁止する措置は理由が明示

されなければならない、保険企業または公社、利害関係者、および商工省に通知される。

第16条（制裁）

第1項：第5条、第9条、第10条および第15条第1項に定められた通知が、遅延、不完全履行または間違いとなった場合には、200万リラ以上2,000万リラ以下の行政罰が課される。遅延が60日を上回る場合には、制裁金は倍額となる。

第2項：前項に定められた通知の不履行または遅滞が通知の日から90日を上回る場合には、400万リラ以上4,000万リラ以下の罰金が科される。第15条に定められた通知の不履行または遅滞が、被保険者の利益となる保証を侵害する行為に関する場合には、6ヶ月以下の禁固刑となり、1,000万リラ以上5,000万リラ以下の罰金が課される。刑の申渡は、判決文を企業の費用で2種類の日刊紙に掲載することによって行われる。そのうちの一つは国内経済紙とする。

第17条（再保険企業）

第1項：本章の規定は、再保険業の営業免許を取得した企業および公社に対しても適用される。

第18条（暫定規定）

第1項：商工大臣は、保険企業または公社が自由資産を使用することにより、本法の施行日にすでに獲得している、第5条第2項に定められた限度を超えて参加することに関して、自己の命令によって、ISVAPに対して通知するための方法および期間を定める。

第2項：本法の施行日に資本の2パーセントを超えて保険企業または公社に対して参加している者は、その日から3ヶ月以内に、ISVAPに対して書面でその旨を通知しなければならない。

1982年 8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

第19条（1969年12月24日法律第900号の修正）（1969年12月24日法律第900号第21条第1項に該当）

第20条（1986年10月22日法律第742号の修正）（1986年10月22日法律第742号第84条に該当）

第21条（1978年 6月10日法律第295号の修正）

第1項：1978年 6月10日法律第295号10条に定められた金額は、10億リラから20億リラに、7億5,000万リラから15億リラに、5億リラから10億リラにそれぞれ増加される。

第2項：1978年 6月10日法律第295号11条に定められた1,600万リラの限度額は、1億リラに増額される。

第3項：（1978年 6月10日法律第295号第6項に該当）

第22条（1980年 1月26日法律第13号の修正）（1980年 1月26日法律第13号第11条に該当）

第23条（共済組合の清算）（1995年 3月17日政令第174号第114条により削除）

第3章 その他の規定

第24条（多数株式の譲渡の禁止）

第1項：ISVAPは、新しい認可を行うための検査の際に、支配権を有する株主に対して、事業開始後の3年間においては第10条第2項に定められた株式または持分の譲渡手続を行わないことを明告するように請求することができる。

第2項：第1項に定められた支配株式または持分の移転は、ISVAP

の事前認可がなければ無効である。

1983年6月4日政令

(私保険団体利益保険監督局 (ISVAP) の定款)

Decreto 4 giugno 1983

(Statuto dell'Istituto per la vigilanza sulle assicurazioni private
e di interesse collettivo (ISVAP).)

第1条

1982年8月12日法律第576号に基づいて設立された私保険団体利益保険総局 (ISVAP) は公法上の法人格を有し、ローマに住所を有する。そして、同法が定める職務を遂行し、他国の監督機関、とりわけヨーロッパ経済共同体加盟国の監督機関との関係を維持する。

第2条 (ISVAP の機関)

ISVAP の機関は以下の通りである。

- a) 長官
- b) 理事会
- c) 監査委員会

第3条 (長官)

長官は、その任期を任命措置の通告日から5年間とし、後任者の任命の時まで引き続きその職にある。

長官の辞任は商工大臣が提出し、理事会および監査委員会会長へ通知される。辞任は通知を受理した日から効力を生ずる。

長官はすべての司法官庁および行政官庁、ならびに第三者に対するISVAPの法的代表権を有し、必要な代理権を与える権限を有する。

長官はISVAPの総支配人を兼任する。長官はその権限を行使するこ

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

とにより、以下のことを行う。理事会を召集し、議事運営する。検査を行い、それについて関係企業に通告する。本法第6条第4項に定められた情報の提供を請求する。ISVAPの他の機関に法律上帰属しないその他すべての権利、とくに1982年8月12日法律第576号第5条に定められた権限を行使する。総支配人は理事会の議決内容を執行する。ISVAPの技術上および経営管理上の業務を指揮する。ISVAPが行う業務に関する年次報告書を作成する。貸借対照表およびその他すべての書類の検査において判明した不正につき、企業および公社に通知する。

長官の欠員および執務不能の場合には、長官の職務は在職期間が最長の理事、およびそれが同年の場合には、最年長の理事により遂行される。ただし、欠員または執務不能でない者に限る。その職務は、副総支配人が総支配人としてその者に帰属させたものとする。

長官は、副総支配人、検査支配人および各部長に対して、永久的性格の任務、または総支配人の権限の中に含まれている特別業務の陳述を委託することができる。

この他に、理事会の決議により、検査局長および各部長に対して、予備または執行の性格を有する総支配人の権限に属する書類の署名を委託する権限が与えられている。

1982年8月12日法律第576号第5条b文、c文、f文、g文に定められた権限の行使に関する書類、および本法第6条第4項に定められた通知の要求、または検査結果の企業への通知行為の実行に関する行為は、委任の対象とはならない。

第4条（理事）

理事会の構成員の任期は任命措置の通知の日から4年間とし、後任の任命の時まで引き続きその職にある。

理事は、任命措置の通知の日から30日以内に、1982年8月12日法律第576号第4条に定められた公社および企業のために、またはそれらに関連

する公社および会社のために、有償または無償を問わず、いかなる業務も遂行してはならないことが、商工大臣に通知されなければならない。

理事の辞任は、商工大臣に通知される前に長官に通知される。その後、長官は、商工大臣に通知し、監査委員会会長に知らされる。辞任はその受理の日から効力を生ずる。

理事が、解任または辞任以外の理由で職務を終了する場合には、長官は交代のために商工省に通知し、監査委員会会長に通知される。

第5条（理事会）

理事会は、1982年8月12日法律第576号第14条および第19条に定められた職務を遂行する。この他に、本定款、ISVAPの機関および職務に関する一般規定、経営管理および会計規則、ならびに人事規則の補完および修正を決議する。

理事会は、予定議題を示した長官の召集通知に基づき、通常、1カ月に2度開催される。これに関する書類は、決議された日に先立つ3日目より遅滞なく理事の処分に付される。召集は、決議された日に先立つ8日目に行われなければならない。緊急の場合には、召集は2日の予告期間を付して、予定議題を記載した電報によっても行うことができる。

理事会は、その構成員の2名以上がまたは監査委員会がその開催を請求した場合には、議題とすべき内容を示さなければならず、請求の日から10日以内に開催される。

理事会の開催が有効となるためには、長官、または長官の不存在または執務不能の場合には、その代行者以外に3名以上の参加を必要とする。1982年8月12日法律第576号第14条a文に定められた書類の修正決議の場合には、長官またはそれに代わる者以外に4名以上の参加を必要とする。

決議は投票者の多数による。投票の結果が同数の場合には、長官の投票が優先する。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

理事会には副総支配人が議決権なしで参加する。

理事会の事務業務は、理事会によって ISVAP の職員に委ねられる。適切であると判断される場合には、理事会は、事務業務をその構成員の最年少者に委託することができる。

秘書官は理事会の会議の議事録を作成する。

議事録はその承認後、長官および事務官が署名し、年代順に書類の中に納められ、秘書官により保存される。

第6条（技術諮問委員会）

特別な問題の研究については、理事会は長官の提案に基づき、諮問委員会を設立することができる。同委員会は、理事会の構成員、および場合に依りて1名または複数の ISVAP の専門家により構成される。

委員会の職務は、それを構成する理事会の構成員またはそのうちの1名により調整される。

第7条（監査委員会）

監査委員会は5年の任期とし、ISVAP において、1982年8月12日法律第576号第15条に基づいて帰属する職務を遂行する。

欠員または執務不能の監査役は、同様の手続によって指名された代行者に代わる。代行者も欠員または執務不能となった場合には、在職期間が最長の者が監査役代行となる。当該期間が同じ場合には、最年長の者が監査役代行となる。監査委員会会長が欠員または執務不能となった場合には、会長職務はその代行者により遂行され、代行者が欠員または執務不能となった場合には、在職期間が最長の正監査役が、そしてこれが同じ場合には最年長の者が監査役代行となる。

監査委員会の会議では議事録が作成されなければならない、参加者が署名し、書類に納められ、監査委員会の定めた様式で保管される。

監査役の辞任は商工大臣に通知される。ISVAP の長官は、商工大臣に

対して自己の意見を付して辞任を通知する。

監査役が解任または辞任以外の理由で退任する場合には、ISVAP の長官は商工大臣に交代を通知する。

第8条（解任）

長官、理事会および監査委員会の構成員について解任事由が生じた場合には、理事会は個別事実の検討および商工大臣に対して行う通知決議のために、ただちに召集されなければならない。

第9条（副総支配人）

副総支配人は理事会が任命する。

副総支配人は、ISVAP の総支配人に帰属する職務の執行について、長官に協力する。議決権なしで理事会に出席する。試験委員会を運営する。長官は理事会の決議により、その者に自己が作成権限を有する書類に署名するように委任する権限が付与される。

第10条（裁判における代理権および弁護）

ISVAP はすべての裁判において、国事弁護院に対して自己の代理権および弁護を委任することができる。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

1983年9月17日共和国大統領令第612号

（私保険団体利益保険総局の弁護を引き受ける
国事弁護院に対する認可）

Decreto del Presidente della Repubblica 17 settembre 1983, n.612
（Autorizzazione all'Avvocatura generale dello Stato ad assumere
il patrocinio dell'Istituto per la vigilanza sulle assicurazioni private
e di interesse collettivo.）

（*Gazzetta Ufficiale* 3 novembre 1983, n.302）

国事弁護院は、普通裁判所、仲裁裁判所、行政裁判所および特別裁判所
所で審理される裁判において、私保険団体利益保険総局（ISVAP）の代理
権および弁護を引き受けることができる。

1991年11月21日政令

（私保険団体利益保険総局および保険企業または
会社に対する、保険企業または会社の株式または
持分の取得または引受に関する通知要式の承認）

Decreto 21 novembre 1991

（Approvazione dei modelli per la comunicazione all'Istituto
per la vigilanza sulle assicurazioni private e di interesse collettivo
ed alle imprese o enti assicurativi dell'acquisizione o sottoscrizione
di azione o quote di imprese o enti assicurativi.）

（*Gazzetta Ufficiale* 3 dicembre 1991, n.283）

関連の説明書付きのモデルが以下の要領で承認される。本政令に添付
され、補完する。それに基づいて、1991年1月9日法律第20号第9条第
1項に定められた通知がなされなければならない。

（省略）

商工省

保険企業および公社の資本への参加

1991年1月9日法律第20号第9条の通知モデル1/Aの編集説明書

通知義務者

1991年1月9日法律第20号（官報1991年1月22日第18号掲載）第9条に基づいて通知義務を負担する者は、イタリアおよび外国に住所または居所を有している以下に示した者である。

- a) 保険企業または公社の株式または持分を直接的に取得または引き受けた者。
- b) 前掲の株式または持分の名義を変更した信託会社および仲介者。
- c) 前掲 a) の証券を実際に取得または引き受けた受託者および仲介者。
- d) 担保物件が譲渡された場合、または担保に供された株式または持分が供給された場合における質権者および用益権者。
- e) 株式または持分が戻付き証券譲渡契約の対象となった場合における譲渡人および譲受人。
- f) 1991年法律第20号第10条第2項に基づいて支配されている者。この場合、所定の期間内に所定の方法で自分で通知する。

この他に、共同基金の管理会社は、共同基金により保有される参加に関して、第9条に定められた通知を行わなければならない。

参加者が議決権のない株式または持分を排除して、議決権のある株式または持分を合算して、参加が引き受けられる会社の資本の2パーセントを上回った場合には、通知が行われなければならない。会社の資本を算定する場合、議決権のない株式または持分をも合算する。第10条第2項に定められているごとく保険企業または公社の支配が行われる場合には、前掲の制限は及ばない。

民法第2359条(1991年4月9日政令第127号第1条で改定)の場合の他、

ある者が定時総会における議決権のある株式または持分の25パーセント（証券取引市場で評価される会社の場合には10パーセント）を上回って保有し、もしこれを上回る数の議決権を有する者がいない場合にも同様である。この他に、25パーセント（評価される会社の場合には10パーセント）を上回って保有する保険企業および公社に参加する議決権組合が存在し、もしこれを上回る数の議決権を有する組合がない場合には、組合の構成員はすべて支配者とみなされる。しかし、この場合、組合の合意への参加を支配する者は、保険企業または公社を支配する資格を持たない。

説明事項の割合を算定するためには、被支配会社を介して、または信託会社もしくは仲介者を介して支配している、および質権または用益権によって支配している議決権のある株式または持分もまた考慮される。

戻付き証券譲渡契約の対象となる証券は、譲渡人および譲受人に帰属しているものとみなされる。

第9条第1項に定められた10日間は、参加の通知については当該規定に従ってなされる参加の引受行為が実行された日——民事上の原則に準拠する——から開始する。

停止日に証券取引市場において取引された活動については、取引の最終月の清算日に通知される。

この他に、参加のその後の変化に関する通知は、「参加後の変化は、増加または減少の結果が、前掲の割合限度の半分を超えた日から15日以内に、または参加が前掲の割合限度内において減少した場合にはつねに」行なわれなければならない。

減少の事実を通知するために、保険企業または公社の株式または持分の質権または用益権設定によって譲渡された場合には、議決権の喪失だけが通知されなければならない。ただし、喪失の結果、1パーセントを超える参加の変化がある場合、または2パーセントを下回る減少の場合に限られる。

第9条第1項に基づいて、保険企業または公社および私保険団体利益保険総局に対して、それぞれ10日および15日以内になされなければならない通知は、提出された日または書留郵便の受領日になされたものとみなされる。

帳簿G、HおよびLにおいて要求された内容に関して変化が生じた場合には、当該通知は、関連した帳簿において決定されるように、参加された保険企業または公社および私保険団体利益保険総局に対してなされる。

通知のモデルは、私保険団体利益保険総局の他に、全国保険協会（ANIA）に対しても請求することができる。

1992年2月12日法律第149号

（証券の売買、引受、取得および
交換の公開に関する原則）

Legge 12 febbraio 1992, n.149

(Disciplina delle offerte pubbliche di vendita,
sottoscrizione, acquisto e scambio di titoli.)

(*Gazzetta Ufficiale* 21 febbraio 1992, n.43, Suppl. ordinario)

（省略）

第2章：取得および交換の公開

（省略）

第10条

第1項：証券取引市場で評価されている会社、または特定の取引市場で取り引きされている会社の支配を、直接的に、または仲介者、信託会

社を介してもしくは議決権組合への参加を介して間接的に行おうとする者は、会社の定時総会における議決権のある株式、および発行されている場合には、当該会社の定時総会における議決権のある株式への転換社債、または当該株式の引受または取得権の代理権に関して、それぞれ取得のための公開を行わなければならない。公開は、会社の支配を獲得するために必要な証券の量に関連しなければならない。これには第18条第1項に定められた量的最低限度が妥当する。

第2項：本条に関して支配となる参加は、定時総会において行使される議決権の多数を保有することが認められる場合、または仲介者もしくは信託会社を介して、または議決権組合への参加を介して、定時総会において支配的な影響力を行使することが認められた場合である。

第3項：第2項に基づいて一人または複数の支配株主を特定することができない場合には、第1項に定められた義務が存在するのは、直接的に、または仲介者あるいは議決権組合への参加を介して間接的に行おうとする参加で、直接的に、または仲介者あるいは信託会社を介して間接的に株主から取得しようとする参加よりも規模が劣る場合である。議決権組合が存在する場合には、定時総会において行使される議決権に関して相対的多数を有する株主とする。これらの場合には、CONSOB は受取人の情報に基づき、すべての会社について、年次貸借対照表が承認された日から30日以内に、または客観的な関連事実が生じた時に、本項に定められた義務の履行に必要な重要な参加規模を定期的に記録する。

第4項：株式に固有の権利の行使および株式の移転に関する構成員間の合意はすべて、その合意の日から48時間以内に CONSOB に対して通知されなければならない。

第5項：第4項に定められた通知を怠った株式に固有の議決権は行使することはできない。これに違反した場合で、前掲の株式に固有の議決権が要請された多数者の獲得によって決定された場合には、民法第2377条に基づきその決議に対して不服を申し立てることができる。

第6項：第4項および第5項の規定に違反した場合には、第32条に定められた行政上の制裁が適用される。

第7項：定時総会における議決権のある株式を、第2項および第3項に定められた参加に必要な数の半分まで取得した者は、取得された証券の5分の1を限度として、そして、取得につき公開がなされない場合には、会社資本の2パーセントを限度として、12ヶ月の間、定時総会における議決権のある残りの株式を取得することはできない。単一の会社が民法第2359条第1項第1号に基づいて支配権を直接取得し、資本の過半数を取得する場合には、いかなる場合においても取得に関する公開義務は存在しない。

第8項：第1項および第7項の規定に違反する場合には、第2項、第3項および第7項に定められた参加の規模は、証券取引市場の外または特定の取引市場の外で行われた取得を介して、または定時総会における議決権のある株式への転換社債に関する、もしくはこの証券の引受あるいは取得権を代理する証券に関する権利を行使することを介しても到達され、超過されることができる。この場合、取得者は規模の超過を決定した前掲の普通証券取引市場の外においても、取得された日から30日以内に、この取得を下回らない証券の量について、および取得価格の平均予測を下回らない額について、取得の公開を始めるという条件とする。本条を適用する場合、12ヶ月の間、これらの2パーセントに等しいかまたは上回らない額について算定された2パーセントを下回らない単独取得の額を、単一の取得とみなす。

第9項：第1項、第3項、第7項および第8項に定められた手続が執行された結果、通常の証券取引市場で評価されている会社の支配を直接的または間接的に取得した者は、浮動担保が10パーセントを下回るか、または通知が官報に掲載された日から有効となった CONSOB が定めた限度を下回る場合には、CONSOB が定めた価額の条件において、証券の所有権に関する取得の公開を開始しなければならない。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

第10項：第1項、第7項および第8項の規定に違反して取得された株式に固有の議決権は、行使することができない。これを遵守しない場合で、投票する意思のなかった構成員の投票が必要な数の獲得のために決定された場合には、民法第2377条に基づいて、その決議に対して不服を申し立てることができる。不服申立は CONSOB によって、銀行および保険会社については、イタリア銀行および私保険団体利益保険総局 (ISVAP) によって、決議の日から6ヶ月以内に、そして、決議が企業登記簿の登記事項の場合には、登記の日から6ヶ月以内に提起されることができる。本項の規定に従って議決権が行使できない株式は、総会開催のために計算される。本項の規定に違反する場合には、第32条に定められた行政罰が適用される。

第11項：第1項、第3項、第7項および第8項の規定に違反して取得された株式による参加は、6ヶ月以内に譲渡されなければならない。第1項の規定の違反は、公開買付が行われなければならない証券の価額の20分の1から10分の1までの金額を支払う行政罰となる。

第12項：直接的な支配関係により拘束されている会社、またはその会社により直接支配されている会社と単一の会社との間の実際の取引から生ずる、規制された市場において評価される会社の支配権の取得は、民法第2359条第1項第1号に従って、第1項、第3項、第7項および第8項の規定の対象とならない。

(省略)

第18条

第1項：第10条に定められた場合を除き、公開は、公開者が所有権、占有権、用益権または質権を有している証券の数にかかわらず、証券が公開の対象となる会社資本または会社の社債の10パーセントの最低参加の取得を認めるに適した証券の量に関連しなければならない。

第2項：前項に定められた割合を下回る割合における証券の公開買付は無効である。

(省略)

第32条

第1項：公開された会社または公社の取締役、総支配人および監査役は、公開された日に所有していた公開対象の証券を、公開された日から10日以内に CONSOB に対して書面で通知しなかった公開対象証券の発行会社の取締役、総支配人および監査役とともに、2,500万リラから1億リラの金額を支払う行政罰に服する。

第2項：前項に定められた通知が公開の終了日まで CONSOB に到達した場合には、行政罰は半額となる。

(省略)

1992年12月30日政令第528号

(信用機関の結合に基づく監督に関するヨーロッパ)

経済共同体理事会指令1992年第30号の実施)

Decreto legislativo 30 dicembre 1992, n. 528

(Attuazione della direttiva 92/30/CEE relativa alla vigilanza su base consolidata degli enti creditizi.)

(Gazzetta Ufficiale 11 gennaio 1993, n. 7)

(省略)

第2条（情報に関する監督）

第1項：結合企業または単独の金融機関は、イタリア銀行に対して、結合形式の事業内容および資料を提出する。この他に、金融グループに入らない以下の会社および公社に関して、企業結合に基づく監督の実行に対して有益な情報を提出する。

- a) ヨーロッパ共同体の他の加盟国内に本店を有し、結合企業または単独の信用機関を支配する金融参加会社。ただし、当該会社が指令に従って、イタリア銀行の権限の総合的監督に含まれる場合に限る。
- b) a文に定められた金融参加会社により支配されている信用機関、金融機関および媒介業務を営む会社。
- c) a文に定められた金融参加会社またはb文に定められた会社および公社により支配されている信用機関、金融機関および媒介業務を行う会社。
- d) イタリアに本店を有し、結合企業または単独の金融機関を支配している金融参加会社、およびそれにより支配されまたは参加されている会社で、信用業務、金融業務または媒介業務を営む会社。
- e) 信用業務、金融業務または媒介業務以外の業務を営む会社で、金融参加会社、結合企業または単独の金融機関により支配されている会社。
- f) 結合企業または単独の金融機関を支配している共同参加会社、およびそれにより支配されている会社。

（省略）

第6条（監督官庁間の協力）

（省略）

第2項：保険企業が、第2条第1項e文およびf文に定められた会社

に該当する場合には、イタリア銀行および ISVAP は、その任務の遂行を円滑にするために互いに協力する。

1983年3月4日共和国大統領令第315号

(保険監督の改革に関する1982年8月12日

法律第576号第28条の施行に伴う商工省の

私保険団体利益保険総局の改革)

Decreto del Presidente della Repubblica 4 marzo 1983, n.315.

(Riorganizzazione della Direzione generale delle assicurazioni private e di interesse collettivo del Ministero dell'industria, del commercio e dell'artigianato, in attuazione dell'art.28 della legge 12 agosto 1982, n.576 recante riforma della vigilanza sulle assicurazioni.)

(*Gazzetta Ufficiale* 9 luglio 1983, n.187.)

第1条 (総局の職務)

商工省の私保険団体利益保険総局は、

- a) 私保険団体利益保険業における監督の方向性を決定するため、私保険共同利益保険監督局 (ISVAP) が1982年8月12日法律第576号によって付与された権限の行使に関する指令を公布するために必要な研究および行為を企画する。
- b) 保険政策の実施状況に関する年次報告書を作成する。
- c) 私保険団体利益保険分野において、商工大臣が権能を行使するための方策を企画する。
- d) ISVAP が監督するために、および1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第76条以下に規定される、私保険諮問委員会にその意見を依頼および聴取するために必要なすべての行為を行う。
- e) 保険業における代理人および仲介者の登録名簿を編集する。

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

f) 法律および規則によって商工大臣に付託された権限を行使するために必要なすべての行為を企画する。

g) 総局が従来から行ってきた職務、および1982年8月12日法律第576号によって ISVAP に明確に付与されていない職務を実行する。

第2条（総局の構造）

総局は、管理職部門D段階では1部署、および管理職部門E段階では5部署で構成される。

管理職部門D段階における部署は、副総支配人の職務を遂行する。管理職部門の部署の職務、および ISVAP の業務に関する研究および予審職務を行う。保険業の政策方針の決定に必要な書類を作成する。保険政策に関する年次報告書を作成する。

総局は、この他に、研究および予審について、ならびに1972年6月30日共和国大統領令第748号第8条に定められたその他の職務の遂行について、臨時取締役の肩書を持った上級管理職を利用する。

管理職部門E段階における部署が遂行する職務は、以下の通りである。

一般管理業務、総局が編集する広報、法律問題の検討、研究および予審。

行政訴訟および制裁措置の決定。

法により定められた監督官庁のその他の措置の実施。

国際機関との関係。

登録名簿および関連の履行。

1972年6月30日共和国大統領令第748号の付表2の図 XIV の表Aから、性質および職務と同様の地位の削減を伴う総局に付与されていた、管理職部門D段階の2部署および管理職部門E段階の5部署が削除される。

部署の内部構造の修正は、商工大臣の命令により行われる。

第3条（委員会）

商工大臣は、総局の領域の中で、公務員以外の専門家の参加を含めて、内国保険政策の特別な側面の研究を行う一つまたは複数の委員会を設置することができる。

前項に定められた委員会の構成員の報酬額は、国庫大臣の命令とともに商工大臣の命令によって決定される。その費用に対しては、公開の取得費用およびその他の媒介費用とともに、1959年2月13日共和国大統領令第449号で承認された私保険業に関する法律の統一法典およびその後の修正第67条に定められた監督任務の開始とともに供給される。

第4条（私保険団体利益保険の任務）

私保険団体利益保険の技術的検査の任務は削除される。この結果、1978年6月10日法律第295号の付表IIの表もまた削除される。

商工省に私保険団体利益保険の任務が設置される。その組織は本命令の付表において決定される。同省の組織は、個々の職務内容の地位に応じてその数が削減される。

ISVAP に配置転換されていない技術的検査の任務を解かれた職員は、これまで行っていた任務および在職期間を通算して前項に定められた任務に配置される。

本命令が交付された日に商工省および総局において他の任務を遂行しており、ISVAP に配置転換されていない職員は、商工大臣の命令によって指名された委員会が行う申請、および総局の行う新しい任務に関する能力の存否に関する事前の審査に基づいて、利用できる地位の枠内で、私保険団体利益保険の任務に配置されることができる。その場合、それまで行っていた任務が継続され、それまでの在職期間が通算される。

第5条（空席となった地位の提供）

1972年6月3日共和国大統領令第748号第24条に準じて、上級管理職の

1982年8月12日法律第576号（保険監督の改革）等

空席となった地位は、半分については在職期間の順番に従って、残りの半分については、12月31日までに、職務を遂行していた3年間に落ち度なく勤務していた、私保険および団体利益保険の職務を遂行する第一職員の職務資格と協力して提供される。

管理職に近い分野において、一般的性質を有する新しい規定が施行されるまで、そして遅くとも1986年12月31日まで、私保険団体利益保険の職務を遂行する第一職員が空白となった地位は、1978年9月30日法律第583号第1条に定められた基準および方式に従って比較された功績に基づいて行われる投票により、本命令が公布された日に総局において職務に従事していた職員に対して提供される。

第6条（協力）

私保険団体利益保険総局の職務の空席は、1981年8月6日法律第432号により修正および代替された1981年6月6日政令第283号第28条の2の修正に従って提供される。

第7条（暫定規定）

私保険団体利益保険総局の職員が ISVAP に配置転換されるまでは、ISVAP の職務は総局により遂行される。

(1998年11月15日脱稿)